

問 149

条例が大統領令からの委任によるものであるものの、その大統領令の元となる法律又は政令からの委任でない場合の条例の法的根拠の記載はどのようにすればよいか？

答:

条例への委任を行っている大統領令の元となる法律又は政令は条例の法的根拠に入れる必要はない。この場合、命令しているのは大統領令であるため、委任を行った大統領令を記載すれば足る。

「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する 2014 年大統領令第 87 号」第 39 条（3）項からの委任である条例の法的根拠の記載例：

右記を鑑み:

1. 「インドネシア共和国 1945 年憲法」第 18 条（6）項
2. 「西スマトラ、ジャンピ及びリアウ第 1 級特別地域設立に関する 1957 年緊急法律第 19 号の法律としての制定に関する 1958 年法律第 61 号」（インドネシア共和国官報 1958 年第 112 号、インドネシア共和国官報補遺 1646 号）
3. 「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」（インドネシア共和国官報 2014 年第 244 号、インドネシア共和国官報補遺第 5587 号）及び数次にわたり改正されその最終改正である「雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号」（インドネシア共和国官報 2020 年第 245 号、インドネシア共和国官報補遺第 6573 号）
4. 「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する 2014 年大統領令第 87 号」（インドネシア共和国官報 2014 年第 199 号）

問 150

大臣令、非省政府機関令又は非構造機関令の委任としての条例の法的根拠の記載規定はどうになっているか？

答:

地方条例制定を直接命令している大臣令、非省政府機関令又は非構造機関令を法的根拠として記載する。

問 151

法律及び政令で直接委任を受けている条例の法的根拠の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

法律及び政令で直接委任を受けている条例の法的根拠は、それら 2 つの法令を法的根拠として入れる。

例:

「困窮民向けの法的支援に関する 2018 年プカンバル市条例第 14 号」

考慮事項 : 「法的支援に関する 2011 年法律第 16 号」第 19 条（2）項及び
「法的支援及び法的支援金の供与の条件及び手順に関する 2013
年政令第 42 号」第 19 条（3）項の規定を実施するために、困窮
民向けの法的支援に関する条例の決定が必要であること

法的根拠 : 1. 「インドネシア共和国 1945 年憲法」第 18 条（6）項
2. 「中部スマトラ州内のコタ・クチル自治地域設立に関する 1956 年
法律第 8 号」（インドネシア共和国官報 1956 年第 19 号）
3. 「法的支援に関する 2011 年法律第 16 号」（インドネシア共和国
官報 2011 年第 104 号、インドネシア共和国官報補遺第 5246
号）
4. 「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」（インドネシア共和
国官報 2014 年第 244 号、インドネシア共和国官報補遺第
5587 号）及び数次にわたり改正されその最終改正である「地方
政府に関する 2014 年法律第 23 号の 2 度目の改正に関する
2015 年法律第 9 号」（インドネシア共和国官報 2015 年第 58
号、インドネシア共和国官報補遺第 5679 号）
5. 「法的支援及び法的支援金の供与の条件及び手順に関する
2013 年政令第 42 号」（インドネシア共和国官報 2013 年第 98
号、インドネシア共和国官報補遺 5421 号）（日本語訳注：原
文重複箇所は訳さず。）

問 152

条例が政令の委任によるものであるものの元となる法律の委任を受けていない場合、元となる法律は法的根拠として入れる必要があるか？

答:

その条例には、法的根拠として法律を記載する必要はなく、委任する政令を記載すれば足る。

問 153

地方首長規則の法的根拠には何を記載する必要があるか？

答:

地方首長規則の法的根拠に記載が必要なのは下記の通りである:

- a. 地方首長規則制定権限の根拠、及び
- b. 地方首長規則制定を委任する法令

地方首長規則制定権限の根拠とは、地方首長規則を制定するために「インドネシア共和国 1945 年憲法」によって与えられた権限属性に基づく地方行政の法的根拠のことである。その他に、地方首長規則制定権限の根拠は、「地方の設立に関する法律」及び「地方政府に関する法律」である。

したがって、地方首長規則制定の法的根拠は下記の通りとなる:

- a. 「インドネシア共和国 1945 年憲法」第 18 条（6）項
- b. 「地方の設立に関する法律」、及び
- c. 「地方政府に関する法律」

「インドネシア共和国 1945 年憲法」の下位法令に地方首長規則制定を直接委任しているものがある場合、当該法令を法的根拠として記載する。

II.C. 表明

問 154

表明（diktum）とは何か？

答:

インドネシア語大辞典の中で、diktum とは下記の意味を有するとしている:

- a. 正式な発言（表明）
- b. 決定、決定を含む定めの部分
- c. 裁判所の判決の中で裁判官が定める事項を記載した部分、判決命令

上記の定義に準拠し、法令における diktum は法令の制定の権限を有する官吏の表明及び/又は国家機関の合意を記載した部分のことである。その表明及び/又は合意の内容は法的規範として記載され条の中でまとめられる。

問 155

条例の表明部分の作成技術はどのようなものか？

答:

条例の表明の作成技術は下記の通りである⁹⁸:

条例の表明部分の構成は下記の通りとなる:

- a. 共同承認のフレーズ
- b. 「決定した（MEMUTUSKAN）」の語
- c. 「決定する（Menetapkan）」の語、及び
- d. 条例の種類及び名称

備考:

- a. 条例の場合、MEMUTUSKAN（「決定した」）の語の前に Dengan Persetujuan Bersama DPRD ... dan GUBERNUR/BUPATI/WALIKOTA ...（「(地方名)議会及び(地方名)州知事/県知事/市長の共同承認により」）のフレーズをすべて大文字で記載、センタリングで配置する⁹⁹。
- b. MEMUTUSKAN:（「決定した：」）の語は、スペースなし、すべて大文字で記載し、

⁹⁸ 同書付属書類 II53 号から 59 号

⁹⁹ 同書 56 号

コロン（：）で終え、センタリングで配置する¹⁰⁰。

- c. Menetapkan（「決定する」）の語は、MEMUTUSKAN:（「決定した：」）の語の後に、記載、Menimbang（「を考慮する」）と Mengingat（「を鑑み」）の語と同列に並ぶ。Menetapkan（「決定する」）の最初の文字は大文字、末尾はコロン（：）で終える¹⁰¹。
- d. 条例タイトル内に記載する種類及び名称は、州、県/市のフレーズなしで Menetapkan（「定める」）の語の後に全て大文字で再び記載し末尾はコロン（：）で終える¹⁰²。

表明部分の例:

Dengan Persetujuan Bersama
DPRD JAWA TENGAH
dan
GUBERNUR JAWA TENGAH
(中部ジャワ地方議会と中部ジャワ州知事の共同承認により)

MEMUTUSKAN:
(以下を決定した：)

Menetapkan : PERATURAN DAERAH TENTANG PENYELENGGARAAN
KESEJAHTERAAN SOSIAL.
(社会福祉の実施に関する条例を決定する。)

III. 本文

III.A. 総則

問 156

総則の内容は何か？

¹⁰⁰ 同書 54 号

¹⁰¹ 同書 57 号

¹⁰² 同書 59 号

答:

総則の内容は下記の通りである :

- a. 定義又は定義の範囲
- b. 定義又は定義の範囲に記載する略語又は頭文字語、及び/又は
- c. 原則、意図及び目的を反映した規定等、以降の条又は複数の条に適用される一般的な性質のその他の事項は総則又は個別の章の中でまとめることが可能である。

定義の範囲の例:

地方部局とは、図書分野の行政を担当する地方の部局のことである。

定義の例:

図書館とは、利用者の教育、研究、保護、情報、及びレクリエーションニーズを満たすために標準的なシステムに基づく書物、印刷物及び/又は専門的な記録物の収集管理を行う機関のことである。

略語の例:

地方予算とは、条例で定められる地方の年間財務計画のことであり、以後 APBD と略称する。

頭文字語の例:

有利差異とは、1 予算年度中の歳入と歳出実績のプラスの差額のことであり、以後 SiLPA と称する。

一般的な性質のその他の事項の例:

第 3 条

- (1) 地方財政管理は、公平性、遵守、住民利益、法規遵守に留意しつつ、秩序よく、効率的、経済的、効果的、透明かつ責任をもって実施する。
- (2) (1)項に規定の地方財政管理は、地方予算の中で実現する。
- (3) (2)項に規定の地方予算は、地方の歳入及び歳出を行う上で地方政府の根拠となる。

雇用創出に関する法律によって改正された法律の法的根拠をどのように構成すればよいか地方で議論となっている。実際、上位法令においても異なる扱いがなされている。例えば：

a. 「2021年政令第16号」の法的根拠の記載例：

右記を鑑：1. 「インドネシア共和国1945年憲法」第5条（2）項
み

2. 「ビル構造物に関する2002年法律第28号」（インドネシア共和国官報2002年第134号、インドネシア共和国官報補遺4247号）及びその改正である「雇用創出に関する2020年法律第11号」（インドネシア共和国官報2020年第245号、インドネシア共和国官報補遺6573号）
3. 「雇用創出に関する2020年法律第11号」（インドネシア共和国官報2020年第245号、インドネシア共和国官報補遺6573号）

b. 「2021年政令第6号」の法的根拠の記載例：

右記を鑑：1. 「インドネシア共和国1945年憲法」第5条（2）項
み

2. 「地方政府に関する2014年法律第23号」（インドネシア共和国官報2014年第244号、インドネシア共和国官報補遺第5587号）及び数次にわたり改正されその最終改正である「地方政府に関する2014年法律第23号の2度目の改正に関する2015年法律第9号」（インドネシア共和国官報2015年第58号、インドネシア共和国官報補遺第5679号）
3. 「雇用創出に関する2020年法律第11号」（インドネシア共和国官報2020年第245号、インドネシア共和国官報補遺6573号）

III.A.1. 定義及び定義の範囲

問157

定義とは何か？

答:

定義とは、インドネシア語大辞典によれば、人、物、プロセス又は活動の意味、説明又は主要な特徴を示した語、フレーズ又は文のことである。さらにインドネシア語大辞典では、定義とは（意味の）限界(batasan)と述べている。定義とは、意味（arti）、限界、記述、解釈、条件、説明、意図、意味(pengertian)、解説、表明、言明、まとめ、通知のことである。

一般に、定義は名目的定義（使用に適した語の共通性）と形式的定義（論理又は実質的定義）の2つに分けられる。名目的定義は、理解をしやすくする目的で便宜的な事項に用いられる。名目的定義にはいくつかの種類があり、例えば意味の類義語や同義語、辞書の定義、ある物に対する類の表示、語源、インドネシア語で適した解説が必要な外国語の使用、規約すなわち他の解釈をしない語の制限（例：大臣とは法務人権大臣のことである）、対義語すなわち否定（例：死人とは生きていない人のこと）等である。語源については、外国語はその外国語の由来に応じて解釈しなければならない。例えばYurisdiksi（管轄権）はjuris(jus)=法、diksi(dicere)=言う、から構成されているので、人はここではなく別の場所で話をするという意味に解釈でき、裁判所の権限の範囲又はある地域や業務エリアにおける権利、義務及び責任の範囲という意味を有する。

形式的定義は論理的又は学術的定義とも呼ばれるが、その大部分は法令内の制限又は定義に使われ、その作成には下記の要件の留意が必要である：

a. 同等

作成する定義は、定義するものとされるものとの間の互換性、すなわち交換可能かどうかを審査できなければならない。A=B 及び B=A。A と B が同じで交換可能と証明できる場合、正しい定義といえる。交換できなければ、その定義は表明に過ぎない。

例：パイナップル（Nanas）とは酸味のある果物のことである。反対にする、すなわち交換すると、酸味のある果物はパイナップルである。この定義のロジックは正しいだろうか？そうでなければ先の例は表明にすぎない。

b. 並列

定義を作るにあたり、定義するものの中にある語の使用は避ける。例えば jika, apabila, kalau, jikalau（もし）, di mana（どこ）, untuk apa（何のため）, kepada siapa（誰に）等の語又はフレーズである。なぜなら定義するものに定義の不確実性を生じうる条件やたとえが含まれうるからであり、法的確実性に影響を及ぼしうるからである。（日本語訳注・原文ママ）

c. 定義するものの語の繰り返し

定義されるものの中にあるのと同じ語の繰り返しは避ける。例えば、法学（Ilmu Hukum）の場合、学問（ilmu）と法（hukum）の語は「秩序だった体系に基づき作成された行動を定める規範に関する知識」として定義しなければならない、したがって「法に関して学ぶ学問」ではないのである、「社会学(sosiologi)」の定義は、例えば、logi (...ロジー) を訳さない又は logi を「学問」の相当語としてしまうことがあるがこれはよくないことである。したがって logi や ilmu も定義づけなければならない。

d. 否定

否定的な定義を避けること、すなわち相違性を否定し、グループの構成要素ではない場合を除き、bukan, tidak, non（否定語）のような語を用いないようにする。「人間とは動物ではないもののことである」とするのは正しくない。「孤児とは父及び母を持たない子のことである」という定義と比較してみてほしい。後者の例は、相違性を否定する場合の例外についてであるが、これは否定語の使用が避けられない場合である。

問 158

条例における単語又は用語の定義はすでに適用されている法令と同じでなければならないか？

答:

同じでなければならない。ある法令での定義の書きぶりが作成予定の条例で再度規定される場合、その定義の書きぶりはすでに適用されている法令内の定義の書きぶりと同じでなければならない¹⁰³。

例:

「公有物管理に関する 2021 年タンゲラン県条例第 4 号」の公有物の定義の書きぶりは、「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」の公有物の定義の書きぶりと同じである：公有物とは、地方予算の負担により購入若しくは取得した又はその他正当な取得に由来するすべての物品のことである。

問 159

条例における定義の範囲は、他の法令の定義の範囲と同じでなければならないか？

答:

¹⁰³ インドネシア、「法令の制定に関する法律」付属書類 II103 号

同じでなくてもよい。ある法令の定義の範囲の書きぶりは、定める予定の内容に関連したニーズに応じて他の法令の書きぶりと異なることが可能である¹⁰⁴。

例:

- a. 日とは、暦上の日のことである。（「株式会社に関する 2007 年法律第 40 号」の書きぶりにある。）
- b. 日とは、営業日のことである。（「村の部局等に関する 2021 年ボゴール県条例第 1 号」の書きぶりにある。）

問 160

条例の総則で再度引用する定義及び定義の範囲は、それを委任している法令の定義及び定義の範囲と同じでなければならないか？

答:

条例の総則で再度引用する定義及び定義の範囲はそれを委任している法令の定義及び定義の範囲と同じでなければならない。ある定義又は定義の範囲を条例の総則で再度引用が必要な場合、その定義又は定義の範囲は委任をしているその上位法令の規定の書きぶりと同じでなければならない。

上位法令から採用した用語が合わず、条例の中でより特化した規制が必要な場合、その条例の別の条の規定の中まとめる。それにより委任をした法令内の定義又は定義の範囲を変えることはなくなる。

問 161

条例の定義又は定義の範囲は、別の条例に準拠して再度引用が可能か？

答:

条例の定義又は定義の範囲は他の条例に準拠することが可能である。

例：

¹⁰⁴ 同書付属書類 II104 号

「ナガリに関する 2018 年西スマトラ州条例第 7 号」で定めるナガリの定義は、「ナガリ機関の任命及び停止に関する 2018 年タナ・ダタル県条例第 5 号」で再度引用されている。

問 162

どういう時に総則内で単語若しくは用語の定義又は定義の範囲として記載する必要があるか？

答:

下記に該当する場合には、総則内で定義又は定義の範囲を記載する必要がある：

- a. 単語又は用語が以降の条又は複数の条で繰り返し使われる¹⁰⁵。
- b. 1 度しか使われないが、特定の章、部又は節の中で定義が必要な単語又は用語である¹⁰⁶。

問 163

条例の総則内の単語又は用語の配置順序はどのようなものか？

答:

基本的に総則内の単語又は用語の順序は下記の規定に従う：

- a. 一般的な範囲について定める定義は、特別な範囲を定めるものより先に配置する
- b. 定める基本的内容の中で先に出てくる定義は先に配置する、及び
- c. 上記定義に関連性を有するものは連続して近くに配置する¹⁰⁷

総則内の官吏又は政府機関の配置順序は高いものから低いものへとヒエラルキーに応じる。例えば大統領は州知事より先に配置する。専門家組織、業界団体、連合、及びその他市民が結成した組織については、官吏又は政府機関名より後に配置しなければならない。

例:

第 1 章

総則

第 1 条

本条例の中で:

¹⁰⁵ 同書付属書類 II102 号

¹⁰⁶ 同書 105 号

¹⁰⁷ 同書 109 号

1. 地方とは、...州のことである。
2. 地方政府とは、自治地域の権限となっている行政を代表する地方行政の運営者としての州知事のことである。
3. 大臣とは、鉱業及びエネルギー分野を担当する大臣のことである。
4. 州知事とは、....州知事のことである。
5. 県/市とは、....州の県/市のことである。
6. 州の地方政府の部局等とは、州の権限となっている行政を実施する上で州知事と地方議会を補佐する機関である。
7. 局とは、....県地方局のことである。

問 164

州条例の中にある定義は施行規則で再度記載しなければならないか？

答:

州条例の中にある定義は、施行規則に定義に関する規制がある場合には、施行規則で再記載が可能である。

例:

「バリの言語、文字、及び文学に関する 2018 年バリ州条例第 1 号」の保護の定義は、「バリの言語、文字及び文学に関する 2018 年バリ州条例第 1 号」の施行規則としての「バリの言語、文字及び文学の保護及び利用並びにバリ語の太陰暦実施に関する 2018 年バリ州知事令第 80 号」で再度記載されている。

1. 「バリの言語、文字及び文学に関する 2018 年バリ州条例第 1 号」

第 1 章 総則

8. 保護とは、研究、開発、育成及び学習を通じたバリの言語、文字及び文学の保護と維持のための取り組みのことである。

2. 「バリの言語、文字及び文学の保護及び利用並びにバリ語の太陰暦実施に関する 2018 年バリ州知事令第 80 号」

第1章

総則

- 10.保護とは、研究、開発、育成及び学習を通じたバリの言語、文字及び文学の保護と維持のための取り組みのことである。

問 165

条例の定義又は定義の範囲は、上位法令の単語又はフレーズの注釈にある定義と異なる書きぶりをすることは可能か？

答:

条例の定義又は定義の範囲は、より完璧なものとする又は法的ニーズに合わせる目的で、上位法令の単語又はフレーズの注釈と異なる書きぶりが可能である。

例:

条例における地方政府に関する定義は、各地方の状況に応じるために、「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」及び数次にわたり改正されその最終改正である「雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号」と異なる書きぶりをしている。

1. 「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」

第1章

総則

- 3.地方政府とは、自治地域の権限となっている行政を代表する地方行政の運営者としての地方首長のことである。

2. 「地方の法令計画に関する 2021 年東カリマンタン州条例第 7 号」

第1章

総則

- 1.地方政府とは、東カリマンタン自治地域の権限となっている行政を代表する地方行政の運営者としての州知事のことである。

問 166

法令（日本語訳注：原文ママ）の定義又は定義の範囲は、上位法令の単語又はフレーズの注釈にある定義と異なる書きぶりをすることは可能か？

答：

条例の定義又は定義の範囲は、より完璧なものとする又は法的ニーズに合わせる目的で、上位法令の単語又はフレーズの注釈と異なる書きぶりが可能である。

例：

「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」第 98 条（1）項の注釈内にある法令ドラフターに関する注釈は、「法令の制定における法令ドラフターの関与及びその育成に関する 2015 年政令第 59 号」における法令ドラフターの定義として定めている。

1. 「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」第 98 条（1）項のドラフターの定義：

法令ドラフターとは、法令の規定に基づく法令及び/又はその他の法的文書案作成活動を行うために権限を有する官吏から完全に任務、責任、権限及び権利を与えられた文民公務員のことである。

2. 「法令の制定における法令ドラフターの関与及びその育成に関する 2015 年政令第 59 号」のドラフターの定義：

法令ドラフターとは、法令及び/又はその他の法的文書作成活動を行うために権限を有する官吏から完全に任務、責任、権限及び権利を与えられ、ドラフター専門職として任命された文民公務員のことであり、以後ドラフターと称する。

問 167

定義又は定義の範囲の記載技術（略語、頭文字語及び大文字の利用）は考慮事項の部分にも適用されるか？

答：

定義又は定義の範囲の記載技術（略語、頭文字語及び大文字の利用）は、考慮事項には適用されず、本文、（ある場合には）注釈及び付属書類のみに適用される。本文とは、第 1 条から始まるもののことである。

第 1 条の総則の中で定義又は定義の範囲を与えられる前に当該の語又は用語を記載する場合、定義又は定義の範囲の中で「以後〇〇と称する」又は「以後〇〇と略称する」というフレーズを用いている場合を除き、その単語又は用語は大文字から始める。

問 168

委任した法令で既に定義されている単語又は用語で、それを施行規則で定義していない場合、記載する際の大文字又は小文字の利用はどうなるか？

答:

委任した法令で既に定義されている単語又は用語だが施行規則内で定義していない場合、記載は小文字から始める。

ただし、委任した法令で既に定義がされている単語又は用語であり、何度も使用される場合には、総則の中で記載しなければならず、その場合には大文字で始める。

例:

「女性に対する暴力、搾取及び差別の防止の実施に関する 2021 年中部ジャワ州知事令第 33 号」第 2 条（6）項の規定内の「女性保護の実施」のフレーズ

（6）（1）項 d に規定の利益の原則は、福祉、公平性、安全及びあらゆる形態の暴力、搾取及び差別から避ける形で女性に利益を提供する女性保護の実施のことである。

この州知事令は、「女性保護の実施に関する 2021 年中部ジャワ州条例第 2 号」の委任を受けたものであり、条例が「女性保護の実施」のフレーズの定義の範囲を定めている。

第 1 条

6. 女性保護の実施とは、女性に対する暴力、搾取及び差別を防止し、被害女性の権利を満たすためのあらゆる取り組みのことである。

問 169

定義又は定義の範囲は箇条書きの形でまとめることは可能か？

答:

定義又は定義の範囲は詳細の記述又は箇条書きの形で記載しないほうがよい。詳細の記述又は箇条書きは他の条内で規定が可能である。

ただし、箇条書きを用いた記述が意味を明確にするために避けられない場合には可能である。

III.A.2. 略語又は頭文字語の記載

問 170

総則の定義又は定義の範囲での略語又は頭文字語記載はどのようにすればよいか？

答:

略語の記載は各文字に大文字を使う。

例:

Dewan Perwakilan Rakyat Daerah（地方議会）とは、地方行政の運営者としての国民代表機関のことであり、DPRDと略称する。

頭文字語の記載は、当該頭文字語の最初の文字を大文字にすることでこれを行う。

例:

Program Pembentukan Perda（条例制定計画）とは、計画的、統合的かつ系統的に作成される、州条例及び県/市条例制定計画の立案手段のことであり、以後 Prolegda（日本語訳注：原文ママ。）と称する。

問 171

定義の中で略称されているもしくは述べられている単語又はフレーズは、章、部、又は節の名称のところでどのように記載すればよいか？

答:

定義の中で略称されているもしくは述べられている単語又はフレーズの章、部又は節の名称の記載は、定義に基づく単語又はフレーズを使用する。

章の名称の例:

第2章

FRAKSI（日本語訳注：原文ママ。略称されている例ではない。）

部の名称の例:

第 3 部

Persiapan Pembahasan rancangan Perda yang berasal dari gubernur, DPRD Provinsi, Bupati/Walikota, dan DPRD Kabupaten/Kota
(州知事、州地方議会、県知事/市長、及び県/市地方議会が提案する条例案の審議の準備)

節の名称の例:

第 1 節

Tata Cara Penyusunan Prolegda di Lingkungan Pemerintah Daerah Provinsi
(州地方政府における地方立法計画作成手順)

III.A.3. 一般的性質のその他の事項

問 172

総則に記載が可能な範囲は何か？

答:

基本的に、条例の規制の範囲を定める場合に、総則に範囲を記載することが可能である。また、目次のように、定める基本的内容に関する章の順にリストを記載する形での範囲の規制は避ける必要がある。

例:

「中部ジャワ州における運輸実施に関する 2013 年中部ジャワ州条例第 8 号」

第 5 条

(1) 運輸実施の範囲に含まれるのは、下記の通りである:

- a. 陸運は下記から構成される:
 - 1. 交通および道路輸送、及び
 - 2. 河川、湖及び横断輸送
- b. 鉄道

c. 海運、及び

d. 空運

問 173

総則の中で条例の原則、意図及び目的を定めることは可能か？

答:

総則には、原則、意図及び目的を反映した規定等、以降の条又は複数の条で適用される一般的なその他の事項を定めることが可能である。

つまり、原則、意図及び目的を定める規定は、独自の章の中でまとめるのではなく、第 1 章の総則の一部とする。

III.B. 定める基本的内容

問 174

条例で定める基本的内容はどこに配置すればいいか？

答:

定める基本的内容は、総則の章の後にすぐ配置する。章立てになっていない場合、定める基本的内容は総則の条又は複数の条の後に配置する¹⁰⁸。

問 175

基本的内容の章の順序付けはどのようにすればよいか？

答:

基本的内容を章立てにする場合（部又は節に分ける場合も同様）には、分類根拠とする基準に応じる。部又は節を含む、章の順序づけの分類根拠は、条例案のコンセプトに応じる。実際には、章の順序づけは条例案のコンセプトに大いに依存する。

例:

a. 段階又は時系列に基づく分類:

¹⁰⁸ 同書付属書類 II110 号

- 暴力行為からの女性保護の実施は、防止、対応、及び強化を範囲とする¹⁰⁹。
- 住民参加の章、育成及び監督の章、モニタリング及び評価の章及び資金調達の章。
住民参加の章が先に来て、その後資金調達の章の前に育成及び監督の章又はモニタリング及び評価の章を配置する。住民参加の章を育成及び監督の章又はモニタリング及び評価の章の前に配置するのは、住民に条例の規定実施への参加の機会を与えるためであり、また監督を必要とする活動であるからでもある。一方、資金調達の章は、当該条例実施全体の費用を賄うための根拠としてのものであるため最後に配置する。
- 地方の法令の制定の範囲は、計画、作成、審議、指導（支援）、評価、登録番号、決定、ナンバリング、公布及び認証並びに周知である¹¹⁰。

b. 範囲に基づく分類

暴力行為からの女性保護の実施は、防止、対応、及び強化を範囲とする¹¹¹。

c. 種類/定める対象に基づく分類

地方政府が実施する公共秩序の範囲は下記の通りである¹¹²:

- 構造物秩序
- 交通、道路輸送、及び公共施設秩序
- 環境秩序
- 火災防止秩序
- 特定事業秩序、及び
- 社会秩序

d. 役職階層に基づく分類

地方監察官、第1エリア副監察官、第2エリア副監察官¹¹³等

内容の共通性はないが、雑則の章に含まれない内容は、次の章、部、又は節の前の最後の条に配置する。

¹⁰⁹ バセル県、「暴力からの女性の保護に関する 2016 年バセル県条例第 6 号」

¹¹⁰ マディン県、「地方の法令制定に関する 2017 年マディン県条例第 6 号」

¹¹¹ バセル県、「暴力からの女性の保護に関する 2016 年バセル県条例第 6 号」。

¹¹² パリクパパン市、「公共秩序の実施に関する 2017 年パリクパパン市条例第 10 号」

¹¹³ パレバレ市、「パレバレ市監察局の地位、組織構成、任務、機能及び業務手順に関する 2020 年パレバレ市長令第 6 号」

問 176

章のタイトルは条例名と同じでもよいか？

答:

章はより狭い範囲の条例の一部であるため、章のタイトルは基本的には条例の名称と同じであってはならない。

問 177

条例内で、違反に対し適用可能な処分の種類は何か？

答:

条例内で違反に対し適用可能な処分の種類はとりわけ下記の形態のものである:

- a. 行政処分
- b. 民事処分、及び/又は
- c. 刑事罰

作成技術上、上記 3 種類の処分は条例で定めることが可能であるものの、条例は行政処分の適用に、より焦点をおくべきである。一方、民事処分は条例で明確に適用及び記載することは一般的ではない。なぜなら処分の適用は民事事件の裁判において裁判官が判決を下すからである。刑事罰は違反又は犯罪の形で規定違反に対し適用される形態の処分である。刑事罰は、最終手段の原則 (*ultimum remedium*) 、つまり、条例の規則違反が発生した場合に、行政処分による法の執行の仕組みにより十分に解決又は改善できない場合に初めて刑事罰を適用するというものである。刑事罰は法律で定めるのがより適切である。

III.B.1. 行政処分

問 178

行政処分とは何か？

答:

処分とは、「行政法規範にある義務の不履行に対する作用として住民に対し政府が実施可能な公法上の行為」として解釈が可能である。*(door het publiekrecht voorziene, belastende maatregelen die de overheid jegens een burger kan aanwenden als reactie op-niet naleving van verplichtingen uit bestuursrechtelijk normen)*. (Konijnenbelt: 452)

したがって、行政処分の要素とは下記の通りである：

- a. 違反を犯した国民に対し負担を課す行為
- b. 公法に記載されている
- c. 政府が実施（行政処分は自動的に政府が実施する。一方、刑事罰は事件担当裁判官の判決に基づく）
- d. 公法（法令）規範で定められる義務不履行に対する作用

問 179

条例で定めることが可能な行政処分の形態は何か？

答：

行政処分の形態はとりわけ下記の通りである：

- a. 口頭での警告/勧告

最も軽い行政処分で、一般的にはより重い行政処分を適用する前の最初の段階のものである。この処分は一度を超えて適用が可能である。

- b. 書面による警告/勧告

次の段階は書面による警告/勧告である。書面による警告/勧告処分を定める際に留意が必要な事項は下記の通りである：

- 1) 明確な命令
- 2) 何をすべきか
- 3) どの規定違反か、及び
- 4) 命令を受ける当事者が明確であること

- c. 行政の強制行為/警察的強制力 (*bestuurdwang/politie dwang*)

法令の規定で禁止されている状態を終結させるための国家行政官吏からの実際の直接行為(*feitelijke handelingen*)のことである。

行政の強制行為/警察的強制力は、活動の凍結又は一時停止、許可の取り消し、及び解散等のことである。

d. 有益な決定の差戻し

有益な決定が差戻し可能な理由は 2 つある：

- 1) 利害関係者が許可、補助金又は支払いに関連する法令の規定の制限、要件又は規定を満たさない、又は
- 2) 利害関係者が許可、補助金又は支払い申請時に不正又は不備のあるデータ又は説明を提出した場合、正しい或いは不備がないデータ又は説明を提出した場合には別の決定が出される可能性がある。

有益な決定の差戻しは一般的には決定書に記載され、差戻決定書は差戻しを内容とし、前の決定が無効の旨が示された新たな決定書である。

e. 過料

過料の適用は、確実な罰則を追加することを目的とした、規範違反に対する作用である。条例作成者は条例違反を犯したものに対し反則金(*geldboete*)の形態の罰則を適用するために地方政府の部局等に対し権限を与えることが可能である。規定を違反した者に適用される過料の額は既に定められている。過料は、条例の中で定められた形式的意味での権限に基づく場合にのみ適用可能である。

f. 強制金 (*dwangsom*)の適用

罰則又は罰金としての強制金の額は、完全には履行しなかった又は所定の期間に応じなかったために支払うべき契約書内の条件に基づくものである。この場合、損害賠償(民事処分)とは異なる。一般に強制金は行政の強制措置の実施が難しい又は実施が厳しすぎるとみなされる場合に行われる。強制金の適用は 1 回を超えて又は違反が生じるたびに実施が可能である。

行政処分は、勧告のような軽いものから一時停止のような厳しいものまで輕重に応じて適用が可能である。つまり、より厳しい行政処分を適用するためには、一般にはまず最も軽い行政処分の適用から始めることになる。最も軽い行政処分適用後に処分を受けたもののからの反応がない場合、より厳しい行政処分を適用することができる。

法的には、条例における行政処分については「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」第 238 条（5）項に下記の形態で定められている：

- a. 口頭での勧告
- b. 書面による勧告
- c. 活動の一時停止
- d. 活動の恒久的停止

- e. 許可の一時取り消し
- f. 許可の恒久的取り消し
- g. 過料
- h. 法規に基づくその他の行政処分

問 180

条例内での行政処分の規定の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

規範違反にかかる行政処分の規範の内容は、行政処分を適用する規範と同じ部（条）となるようにまとめる¹¹⁴。

行政処分を適用する規範が複数の条にわたる場合、行政処分はその部（条）の最後の条にまとめる。それにより1つの章で刑事罰、民事処分及び行政処分を同時に記載した罰則規定を作成しないようにする¹¹⁵。

例:

「ビル構造物に関する2016年バリクパパン市条例第3号」

第126条

- (1) 建物の利用を監督するために、局の担当官は建物の所有者に対し機能適正認証（SLF）及びその付属書類の提示を要請できる。
- (2) 建物の所有者が（1）項に規定のSLF及びその付属書類を提示できない場合、建物の所有者に建物の利用停止の形での行政処分を適用する。

実務上、多くの条に行政処分の適用を可能とする命令又は禁止規範が存在する場合、繰り返しの記載を避けるために、処分を与える官吏及びその手順を含め行政処分を定める章/部を個別に設ける。

例2:

¹¹⁴ インドネシア、「法令の制定に関する法律」付属書類 II64号

¹¹⁵ 同書付属書類 II65号

「住宅地における設備インフラ及びユーティリティーの提供及び引き渡しに関する 2013 年バリクパパン市条例第 5 号」

第 8 章
行政処分

第 17 条

- (1) 市長は、第 5 条（1）項、第 6 条（2）項、（3）項、及び（4）項の規定に違反する各人又は事業体/法人に対し行政処分を適用する権限を有する。
- (2) （1）項に規定する行政処分は下記の形態が可能である：
- a. 書面による警告
 - b. 文書及び/又は許認可承認の延期
 - c. 過料 Rp. 50.000.000,00 (五千万ルピア)
 - d. ブラックリストへの記載及び住民への公表
- (3) （2）項に規定の処分の供与手順は市長令で詳細を定める。

例 3：

「労働の実施に関する 2018 年バリクパパン市条例第 1 号」

第 41 条

第 10 条（1）項及び（3）項、第 30 条、第 32 条（2）項及び（5）項、第 35 条（1）項、第 36 条（2）項及び（3）項並びに第 37 条の規定を実施しない企業には、下記の形の行政処分が適用される：

- a. 効告
- b. 書面による警告
- c. 事業活動の取り消し
- d. 事業活動の凍結
- e. 承認の取り消し
- f. 登録の取り消し
- g. 一部又は全ての製造設備の一時停止、及び/又は
- h. 許可の剥奪

問 181

行政処分は法律での定めなく条令で作成が可能か？

答:

基本的に、行政処分は法律での事前の定めなく条例で作成することはできない。

法律が行政処分を規制していない、完全ではない又は不明確であるが、下記の目的で必要な場合、行政処分は法律での規制なく条例で作成可能である：

- a. 行政実施の円滑化
- b. 法の空洞化の充足
- c. 法の確実性の提供、及び
- d. 公共の利益及び利害のために特定の状況における行政の停滞の克服

例:

「労働の実施に関する 2018 年バリクパパン市条例第 1 号」

第 44 条

第 29 条（3）項、（4）項及び（5）項の規定を実施しない労働組合には、下記の形の行政処分が適用される：

- a. 効告
- b. 書面による警告
- c. 承認の取り消し、及び/又は
- d. 登録の取り消し

問 182

行政上の規定違反に刑事罰を適用することは可能か？

答:

行政上の命令又は禁止規範の違反には刑事罰は適用できない。しかし、その行為が違反行為であると立証できる、すなわち法律で定める犯罪行為の違法性の要素を満たす場合には、行政処分の適用により刑事罰が無効になることはない。

問 183

条例の中のとある規範に対する違反に複数の処分の適用が可能か？

答:

条例の中のとある規範に対する違反に複数の処分の適用が可能である。条例における処分の適用は、規制内容の範囲、行為の種類、法の主体及び法的効果と関連付けられる。

刑事罰、民事処分又は行政処分の適用規制は選択的なものである。つまり、必ずしも 3 つとも条例で定める必要はなく、どれが最も有効で規制に適しているかによって選択が可能である。2 つの処分の適用が可能な法的行為の例として、人命が失われる損失という法的効果につながる行政上の規定には行政処分と刑事罰の適用が可能である。違反した行政上の行為には行政処分を、人命が失われる損失という法的効果には刑事罰が適用される。

例:

「ビル構造物に関する 2016 年バリクパン市条例第 3 号」

第 178 条

- (1) 本条例の規定に違反する所有者及び/又は利用者には下記の行政処分が適用される:
 - a. 書面による警告
 - b. 開発活動の制限
 - c. 開発工事の一時的又は恒久的停止
 - d. ビル構造物利用の一時的又は恒久的停止
 - e. ビル建設許可証（IMB）の凍結
 - f. IMB の取り消し
 - g. ビル機能適正認証（SLF）の凍結
 - h. SLF の取り消し、又は
 - i. ビル構造物取り壊し命令
- (2) (1) 項に規定の処分の適用以外に、所有者及び/又は利用者には建設中又は建設済みの構造物価額の最高 10% の過料の適用が可能である。
- (3) 本条例施行時点において建設許可を保有していないビル構造物所有者及び/又は利用者は許可手続きをする義務を負い、未払い又は不足分の手数料の 3 倍を適用する。

(4) (2) 項及び (3) 項に規定の過料は地方公庫に払い込む。

第 183 条

(1) 他人の財産の損失をもたらす及び/又は他人に事故をもたらす又は一生涯の障害を招く及び/又は他人の命を失わせる結果を招いたビル構造物の所有者及び/又は利用者は法令の規定に基づき罰せられる。

(法律上の処分は、他人の財産に損失をもたらした場合、最長 3 年の懲役及び/又は最高 10% の罰金、他人に対し一生涯の障害を招く事故を引き起こした場合、最長 4 年の懲役及び/又は最高 10% の罰金となっている。)

III.B.2. 民事処分

問 184

条例における民事処分の作成方法はどのようにになっているか？

答:

民事処分は、当事者の強制的な性質の法的義務について明確に表明したもの (*dwingedn recht*) である。その法的義務に対する違反は、例えば損害賠償請求 (*schadevergoeding*)、不当契約表明等、法的利害を害されたと感じる原告の裁判所での訴え (*rechtsbelang*) に依存する。

例:

第 70 条

第 69 条に規定の行政処分の他に、湿地での活動実施で下記に該当する事項が発生した場合:

- a. 湿地及び/又は周辺環境の破壊の場合、許可保持者は発生した破壊からの回復及び/又は修復を行う義務を負う、及び/又は
- b. 住民への損失の場合、許可保持者は住民が被った損失費用を補償する義務を負う

例:

「2020－2040 年のウォンギリ県地域空間整備計画に関する 2020 年ウォンギリ県条例 第 2 号」

第 80 条